

概要版

川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例の改正に向けた重要施策の考え方について（答申）概要版

令和4年11月1日
川崎市環境審議会

1 答申の目的・意義

(1) (仮称) 建築物再生可能エネルギー総合促進事業の目的・意義

- 気候変動の影響は、市民の安全・安心な暮らしを脅かしており、国は「2050年カーボンニュートラル」を法定化し、**再生可能エネルギーの主力電源化を目指し最優先の原則の下で最大限の導入に取り組む**こととした。
- 川崎市は、150万人を超える市民と数万の事業者を抱えるエネルギーの大消費地として、都市において活動しており、**川崎市は、「エネルギー地方依存の解消」や「住民へのメリット」の観点を踏まえ、建築物での再生可能エネルギー利用設備の導入を積極的に取り組んでいく意義が大きい。**
- こうした考えのもと、本答申は、**都市型の地域特性をもつ川崎市における、脱炭素社会の実現に資する有効な解決策として「(仮称) 建築物再生可能エネルギー総合促進事業」の考え方を示すものである。**

1 答申の目的・意義

(2) (仮称) 事業活動脱炭素化取組計画書・報告書制度の目的・意義

- 脱炭素化を取り巻く大きな変革は、環境保全という枠組みを超え、産業競争、国際競争力にも大きく関係し、**重要な成長戦略**となっている。
- 川崎市は**製造品出荷額等が政令市最大**であるとともに、**政令市で最大の温室効果ガス排出エリア**であり、これまで川崎市は、温室効果ガスを大量に排出することと引き換えに、大きな経済的利益を得てきた。
- カーボンニュートラルに資する持続可能な活動は世界共通の前提となりつつあり、川崎がこのまま大量の温室効果ガスを排出し続けることは大きなリスクであり、**市内産業の衰退**に繋がりがかねないと言える。
- こうした考えのもと、本答申は、**脱炭素化と産業競争力の維持・強化の両立を図る有効な手段として「(仮称) 事業活動脱炭素化取組計画書・報告書制度」の考え方を示すものである。**

1 答申の目的・意義

(3) 川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例改正の目的・意義

- 本「考え方」は、川崎市の大きな地域特性ともいる「都市型エリア」、「国内有数の産業エリア」という特徴を踏まえた新たな制度の考え方を示すものであり、**これらの制度が尊重され、実施されていくには、条例化が最も望ましい。**
- このため、川崎市は今後、「**川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例**」に、本「**考え方**」に示す制度を新たに規定するとともに、昨今の情勢変化等を踏まえ、**全体的な条例改正**を行い、脱炭素社会の実現を旨とした改正条例をもって、全国を牽引する先進的な取組の展開していくことを期待する。

2 答申のポイント

各章のポイント

第1章ポイント（地球温暖化対策強化の必要性の背景）

■ 制度全体に係る背景等

- 地球温暖化は人々の生活の安全を脅かしており、このリスクを最小限に抑えるため、2050年の脱炭素社会（カーボンニュートラル）の実現を、パリ協定において世界共通の目標に掲げ、全世界で取組が進められており、**今後数年間为正念場**とされている。
- 令和3（2021）年10月、国は地球温暖化対策計画を策定。我が国は、2030年度に温室効果ガス排出量を**▲46%削減**（2013年度比）を目指す。
- 令和3（2021）年10月、国は第6次エネルギー基本計画を策定。2030年度において、新築戸建て住宅の**6割**に太陽光発電設備の設置を目指す。

2 答申のポイント

■ 建築物再生可能エネルギー総合促進事業の考え方（第4章）に係る背景

- ロシア・ウクライナ情勢により化石燃料に依存した我が国のエネルギー安全保障危機が明確化。東京電力管内の電気料金は令和3（2021）年1月以降**18か月連続**で値上がり。
- 近年、再生可能エネルギーの設備容量（需要）増加に伴い**太陽光発電コストは低下**。
- 建築物省エネ法改正案が公布され、令和7（2025）年度から**すべての新築住宅・非住宅に省エネ基準適合を義務付け**るなど、国は建築物への省エネ対策を強化（適合義務化）する一方で、再エネ設備については設置義務化に踏み切っていない。
- これから建築される建築物の多くが**2050年もストック**。市内の年間の新築・増築建築物のうち、**99%**が延べ床面積2,000m²未満の建築物であり受注上位30者で全体の約**61%**を占める。
- 市域で2050年までに追加的に導入可能である再生可能エネルギー（**+73万kW分**）のうち、住宅用・事業用の太陽光発電が約72万kWと追加分の約**99%**を占める。

2 答申のポイント



(仮称) 事業活動脱炭素化取組計画書・報告書制度の考え方（第5章）に係る背景

- 市内の温室効果ガス等の大規模排出事業者(**約170者**)で市域全体の排出量の**約80%**相当。
- 脱炭素化を取り巻く大きな変革は、環境保全という枠組みを超え、産業競争、国際競争力にも大きく関係し、**重要な成長戦略**となっている。
- 川崎市は製造品出荷額等が**政令市最大**であり、日本の産業を牽引する一方、**政令市最大**のCO₂排出都市でもあり、事業者が脱炭素化に取り組むことは、産業競争力の維持・強化の面で重要性は非常に大きく、日本の脱炭素化にも影響する。

2 答申のポイント

第2章のポイント（川崎市地球温暖化対策推進基本計画の概要）

■ 2050年の脱炭素社会実現

■ 2030年度目標

市域の温室効果ガス排出量を2013年度比**▲50%**削減（▲1,180万t-CO₂）

市域の再生可能エネルギー導入量を**33万kW**以上導入（2020年度実績約20万kW）50%削減）

■ 2030年度目標達成に向けた取組

現状推移では2030年度の目標達成には届かない状況であり、今後、第4・5章に示す条例制度を含めた**40施策**、とりわけ**5大プロジェクト**（条例改正、臨海部カーボンニュートラルコンビナート化等）に取り組む。

※ 下記目標等は川崎市地球温暖化対策推進基本計画（R4.3改定）に位置付けており、また、2030年度の目標達成に向け、特に事業効果の高い重点事業を「5大プロジェクト」と位置づけている。

2 答申のポイント

第3章ポイント（背景等を踏まえた対応の考え方）

■ 川崎市地球温暖化対策推進条例の改正の考え方

脱炭素化の実現に向けて、川崎市は建築物に対する再生可能エネルギー利用設備の導入促進や、事業活動の脱炭素化を促進するため、第4・5章に示す条例制度を規定すべき。

さらに、令和3(2021)年の地球温暖化対策推進法の改正に伴い「**2050年カーボンニュートラル**」が法定化されたことを踏まえ、条例第1条に規定する「**条例目的**」も含めた**全体的な改正**を行うべき。

■ 改正条例に規定すべき重要施策の考え方

2030年度の温室効果ガス削減目標等の達成と2050年の脱炭素社会の実現に向け、改正条例において、第4・5章に示す「**(仮称)建築物再生可能エネルギー総合促進事業**」及び「**(仮称)事業活動脱炭素化取組計画書・報告書制度**」について規定。

2 答申のポイント

第4・5章ポイント1（新たな条例制度の全体像）

■ 総称（仮称）建築物再生可能エネルギー総合促進事業

制度1

（仮称）特定建築物再生可能エネルギー利用設備導入制度

延べ床面積**2,000m²以上**の建築物を新増築する**建築主**への再エネ利用設備導入**義務**

制度2

（仮称）特定建築事業者太陽光発電設備導入制度

延べ床面積**2,000m²未満**の新築建築物を**年間に一定程度供給**する**特定建築事業者**への太陽光発電設備導入**義務**

制度3

（仮称）建築士再生可能エネルギー利用設備説明制度

建築士の建築物に対する再生可能エネルギー利用設備検討の**説明義務**

制度4

（仮称）建築物再生可能エネルギー誘導支援制度

地球温暖化防止活動推進センターや専門的知識を有する関係団体、地域エネルギー会社などと連携した新たな**誘導支援の枠組みの創設**

制度5

（仮称）事業活動脱炭素化取組計画書・報告書制度

現行の「事業活動地球温暖化対策計画書・報告書制度（条例報告義務制度）」の見直しによる、**新たな事業者評価・支援制度の創設**

2 答申のポイント

第4・5章ポイント2（新たな条例制度の導入効果・試算）

■（仮称）建築物再生可能エネルギー総合促進事業の導入効果

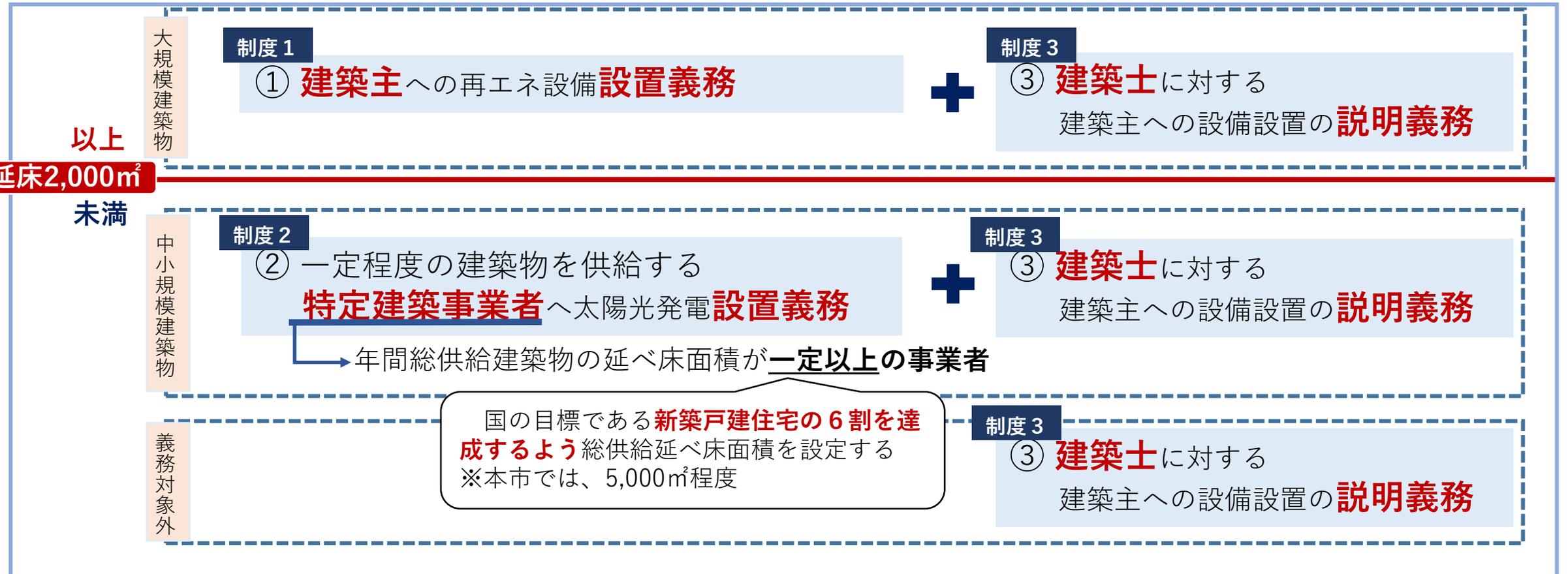
2030年度再エネ導入目標における必要追加的措置の**約36～43%**相当(+2.3～2.8万kW程度)

■（仮称）事業活動脱炭素化取組計画書・報告書制度の導入効果

2030年度の温室効果ガス削減目標や2050年カーボンニュートラルと**整合した
評価基準を設定**し、市内事業者の脱炭素化を誘導

3 重要施策の考え方

(仮称) 建築物再生可能エネルギー総合促進事業の全体イメージ



制度4 ④ (仮称)再エネ促進センターの設置などの
総合支援の取組

- 設置、メンテナンス、撤去までの**相談機能**
- 市民・事業者**への太陽光発電等の**正確な情報**の広報
- 市内事業者**の**育成**

3 重要施策の考え方

以下の制度とするべき。

【制度1】（仮称）特定建築物再生可能エネルギー利用設備導入制度の考え方

大規模建築物への制度

義務対象者

- 延べ床面積**2,000m²以上**の建築物（特定建築物）を新築・増築する**建築主**とする。

基準量

- 義務対象事業者が設置しなければならない再生可能エネルギー利用設備の最低の基準量は、**特定建築物の規模に応じた量**とする。

対象設備

- 太陽光発電設備、太陽熱利用設備、バイオマス利用設備、風力発電設備、地中熱利用設備などとする。

代替措置 除外規定

- 物理的に設置が困難、CO₂削減への寄与が見込めないなどの場合に、オフサイトPPAや、非化石証書によらない再エネ導入量の追加性に寄与する**代替措置**を認める。また、**除外規定**は慎重に検討する。

※ PPAとは、発電事業者が、需要家の敷地内に太陽光発電設備を設置し、所有・維持管理した上で、発電設備から発電された電気を需要家に供給する仕組みのこと

※ 詳細は専門家等による技術的見地からの意見を踏まえて設定

3 重要施策の考え方

以下の制度とするべき。

【制度2】（仮称）特定建築事業者太陽光発電設備導入制度の考え方

中小規模建築物への制度

義務対象者

- 延べ床面積**2,000m²未満**の新築建築物を年間に**一定程度建築・供給**する**特定建築事業者**とする。
- 特定建築事業者の範囲は、太陽光発電設備の新築戸建住宅への6割設置という国の目標を踏まえて設定する。

基準量

- 特定建築事業者が設置しなければならない太陽光発電設備の最低の基準量は、**新築建築物の「年間供給棟数」と「棟当たり基準量（太陽光発電設備の設備容量（kW）」に「算定基準率（%）」を考慮して算定**する。

対象設備

- 太陽光発電設備とする。

除外規定 代替措置

- 物理的に設置が困難、CO₂削減への寄与が見込めないなどの場合に、オフサイトPPAや、非化石証書によらない再生可能エネルギー導入量の追加性に寄与する**代替措置**を認める。また、限定的な**除外規定**を設けることも検討する。

※ 詳細は専門家等による技術的見地からの意見を踏まえて設定

3 重要施策の考え方

以下の制度とするべき。

【制度3】（仮称）建築士再生可能エネルギー利用設備説明制度の考え方

大規模及び中小規模建築物への制度

義務対象者

- 新築・増築建築物の設計に係る**建築士**とする。

制度

- **建築士**に対し、当該設計の委託をした建築主への、当該設計に係る**建築物に設置することができる再生可能エネルギー利用設備の説明を義務付ける。**

建築物省エネ法制度（R3.4以降）

省エネ性能説明義務



制度3（川崎市制度）

再エネ導入説明義務

3 重要施策の考え方

以下の制度とするべき。

【制度4】（仮称）建築物再生可能エネルギー誘導支援制度の考え方

既存補助制度

- ・スマートハウス補助金
- ・中小規模事業者エコ化支援補助金

内容を見直し事業連携

地域エネルギー会社

- ・PPA事業等

事業連携

市内金融機関

市内事業者

事業参画

税制度

連携検討

新たな再エネ総合支援の枠組み（イメージ）

事務局：市・（仮称）再エネ促進センター

事業者育成

研修・資格取得等を**一定条件**に枠組みに参加

参画事業者A【建設業者】

参画事業者B【電気事業】

参画事業者C【地域エネルギー会社】

参加者に限り
補助制度
活用可能

広報事業

- ・参加事業者と協力した広報展開
- ・地球温暖化防止活動センターと連携

相談事業

- ・設置、メンテナンス、撤去までの支援
- ・建築主の特性に応じた支援を実施（PPA、リース、購入支援）

3 重要施策の考え方

以下の制度とするべき。

【制度5】（仮称）事業活動脱炭素化取組計画書・報告書制度の考え方

義務対象者

義務対象者は現行制度と同様

- 1号：原油換算年**1,500kL**以上使用する事業者
- 2号：原油換算年**1,500kL**以上使用する事業所及び当該**連鎖化事業加盟者**
- 3号：**車両100台**以上保有する事業者
- 4号：CO₂以外の温室効果ガスを年**3,000t-CO₂**以上排出する事業者

制度イメージ

- 市が2030年度CO₂削減及び2050年カーボンニュートラルに資する**評価項目を設定し**、対象事業者に対し、当該評価項目に係る**計画書・報告書の提出義務**を課す。
- 併せて、中小規模事業者向けの**簡易版制度**も検討。
- **評価結果に応じた誘導支援**及び**評価結果の公表**を検討。

※ 評価基準・評価方法等を**設定・公表**し、**有識者等による評価**を想定

評価項目

【評価軸①】 2030年度CO₂削減目標達成

評価項目①

- 1 温室効果ガス排出量（直近のみ）
- 2 温室効果ガス排出量（過去含む）
- 3 省エネ
- 4 再エネ・電化
- 5 自動車

【評価軸②】 2050年カーボンニュートラル

評価項目②

- 6 中長期目標・イノベーション等（事業者全体のCO₂削減取組・**仁アチブ**加盟、Scope3等の取組を含む）

3 重要施策の考え方

以下の制度とするべき。

配点
イメージ

A水準

評価結果が対象項目の満点中**90%**以上を取得

B水準

評価結果が対象項目の満点中**50%**以上を取得

C水準

評価結果が対象項目の満点中**49%**以下

評価結果の
公表

- 対象事業者の**項目別評価**、**事業者別評価**を一覧表等で取りまとめ、市のホームページ等へデータも含めて、一定期間（3年程度を想定）公表。
- **公表期限**、**時限的・経過的措置**、**事前意見徴収手続き**などのフォローアップ手段を検討し、特定事業者の不利益に配慮。

※ イノベーション技術など**秘匿情報**については公表を差し控える

簡易版制度

- 評価項目のうち「CO₂排出量削減」及び「再エネ・電化導入」のみを必須とするなど、**多くの事業者が活用しやすい制度**を目指す。

誘導支援策

- **企業のチャレンジを支援**する誘導支援制度を検討。
- 中小規模議場者への**インセンティブ**が働く誘導支援制度を検討。